

第 2 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 4 月 3 0 日 (木)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年4月30日(木) 午後1時30分から 2時20分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	阿	松	崎	豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の作成について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 土地現況証明願いについて
第8	議案第6号 農地法第18条の規定による通知について
第9	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
第10	議案第8号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

- 【開会宣言】**
- 事務局長 ただいまより第23回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。
公私ともに忙しい時期となってきました。そういった中で、天気は良いのはいいのですが、霜が続けて降りてきており、山菜等いろいろな被害が出ていると聞いております。
天気の良い中で農作業も順調に進んでいるのではないのでしょうか。予定でいきますと、来月の中旬あたりから田植えが始まり、下旬にはいいところ終わってくるのかなあと考えております。
- 会長 本日は、議案第8号まで案件がございます。
慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いたします。
- 事務局長 ありがとうございました。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
- 議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
- 【日程第1 会議録署名委員の指名について】**
- 議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番玉木委員、3番吉田委員を指名いたします。この指名は、第23回総会開会中といたします。
- 【日程第2 会期の決定について】**
- 議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)
- 議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
- 【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】**
- 議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。
- 議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 8 年 4 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。
番号 7 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は田、面積が [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、新たに賃貸する農地と終期を合わせるためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 8 年 4 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。
番号 8 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆 (7 か所)、現況地目は畑と畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、契約

事務局

番号4番。貸主が [redacted]、[redacted] さん、借主が [redacted]、[redacted] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted] の計3筆、地目は畑、農地部分の面積が合わせまして [redacted] m²、他に非農地が [redacted] m²、合わせまして [redacted] m²でございます。転用の目的につきましては、砂利採取でございます。掘削区域の [redacted] は、非農地で [redacted] m²、土場作業場は [redacted] m²、浸透池は [redacted] m²、残地森林は [redacted] m²、砂利採取量は [redacted] m³、転用事由につきましては、北海道新幹線建設工事に伴う生コンクリート用の砂利供給量増加のため。転用期間は令和8年6月3日～令和9年6月2日、位置図・配置図につきましては、7ページの図1のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用区域内農地でございまして、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるもの限り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件も1年以内の砂利採取でございまして、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案7ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いたします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。(農業委員会等に関する法律第31条該当)

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙によ

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 67・80 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 16 筆、面積が合わせまして m^2 、利用
目的は水田と転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、
期間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、単価が
円、賃貸価格は 円、継続でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 68・81 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と普通畑、こ
ちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、
2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、転作田の単価が 円、採草
畑の単価が 円、賃貸価格は 円、継続でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 69・82 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 7 筆、面積が合わせまして m^2 、
利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期
間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、単価が
円、賃貸価格は 円、新規でございます。

さんの体調が少し悪く、耕作面積を約 町から 町に減ら
すとのことで、減らした分を さんへ賃貸借するものでございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 70・83 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 7 筆、面積が合わせまして m^2 、
利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でござい
まして、期間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、
転作田の単価が 円、普通畑の単価が 円、賃貸価格は
円、継続でございます。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 71・84 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者の一方目、
さん。もうお一方は、
さん。

事務局

■さん。利用権の設定等をする者、■、■、■、■、■、■、■、■、■の計10筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年5月、対価の支払期限が2026年9月24日、売買価格は■円、旧合理化事業による売買でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長

「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案9ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和8年4月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料32ページをご覧ください。
番号4番。所在につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■の内■㎡、公簿は畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございまして。願出理由は農業振興地域除外のためとなっておりまして、所有者、願出者共に、■、■、■さん。
2026年4月10日に竹内委員、玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、34ページの図2のとおりでございます。

事務局

番号5番。所在につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■の計9筆、面積が合わせまして■㎡、公簿地目は、山林、田、ため池、宅地、池沼、現況地目は

事務局

畑、利用状況につきましては畑でございます。願出理由は来年度から新規就農する予定の■■■■さんへ売買、事前登記のための現況証明願いとなっております。所有者は■■■■、■■■■、■■■■さん、願出者は■■■■、■■■■さんでございます。

2026年4月10日に竹内委員、玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地へ赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、35ページの図3のとおりでございます。

事務局

番号6番。所在につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、公簿地目は原野、現況地目は田、利用状況につきましては田でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者は■■■■、■■■■さん、願出者は■■■■、■■■■さんでございます。

2026年4月10日に竹内委員、玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地へ赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地であることを確認しております。場所につきましては、36ページの図4（青枠）のとおりでございます。

事務局

番号7番。所在につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計3筆、面積が合わせまして■■■■㎡、公簿地目は田と畑、現況地目は原野と田、利用状況につきましては原野と田でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者は■■■■、■■■■さん、願出者は■■■■、■■■■さんでございます。

2026年4月10日に竹内委員、玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地へ赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確認しております。場所につきましては、36ページの図4（赤枠）のとおりでございます。

事務局

番号8番。所在につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計3筆、面積が合わせまして■■■■㎡、公簿は雑種地、山林、用悪水路、現況地目は用悪水路と田、利用状況につきましては原野と田でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共には■■■■、■■■■、■■■■さんでございます。

2026年4月10日に坪井委員、森委員、渥美委員、原田会長と現地へ赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確認しております。場所につきましては、37ページの図5のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 8 年 4 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 8 番。貸主が、[redacted]、[redacted] さん。借主が、
[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted] の計 8 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [redacted] m²、解約の申出は、借主の [redacted] さんからで、解約理由につきましては、後継者へ経営移譲するためでございます。

事務局

追加資料 2 ページをご覧ください。
番号 9 番。貸主が、[redacted]、[redacted] さん。借主が、
[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted] の計 6 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [redacted] m²、解約の申出は、借主の [redacted] さんからで、解約理由につきましては、後継者へ経営移譲するためでございます。

事務局

追加資料 3 ページをご覧ください。
番号 10 番。貸主が、[redacted]、[redacted] さん。借主が、
[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted] の計 3 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [redacted] m²、解約の申出は、借主の [redacted] さんからで、解約理由につきましては、当該農地を購入するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 9 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 8 年 4 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料 4 ページをご覧ください。
番号 10 番。貸主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。借主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。
所在につきましては、XXXXXXXXXX、現況地目は畑、面積が XXXXXX m²、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、契約期間は 10 年間でございます。理由につきましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 7 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 10 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 10 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 5 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 8 年 4 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 6 ページをご覧ください。

番号 90・94 番。利用権の移転を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者のお一方、

さん、もうお一方は、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、面積が m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、転作田の単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございまして。

事務局

追加資料 7 ページをご覧ください。

番号 91・95 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 8 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございまして。

事務局

追加資料 8 ページをご覧ください。

番号 92・95 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 5 月から 2029 年 5 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございまして。

事務局

追加資料 9 ページをご覧ください。

番号 93・96 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては

事務局 2026年5月、対価の支払期限が2026年5月、単価は [] 円、売買価格は [] 円でございます。以上でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第8号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第23回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 6 月 3 日

会議録署名委員

2 番

玉木久志

3 番

吉田 優

議 長

原田 喜博